

概要版

第9期

亘理町高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画

【計画期間：令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

亘理町

1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

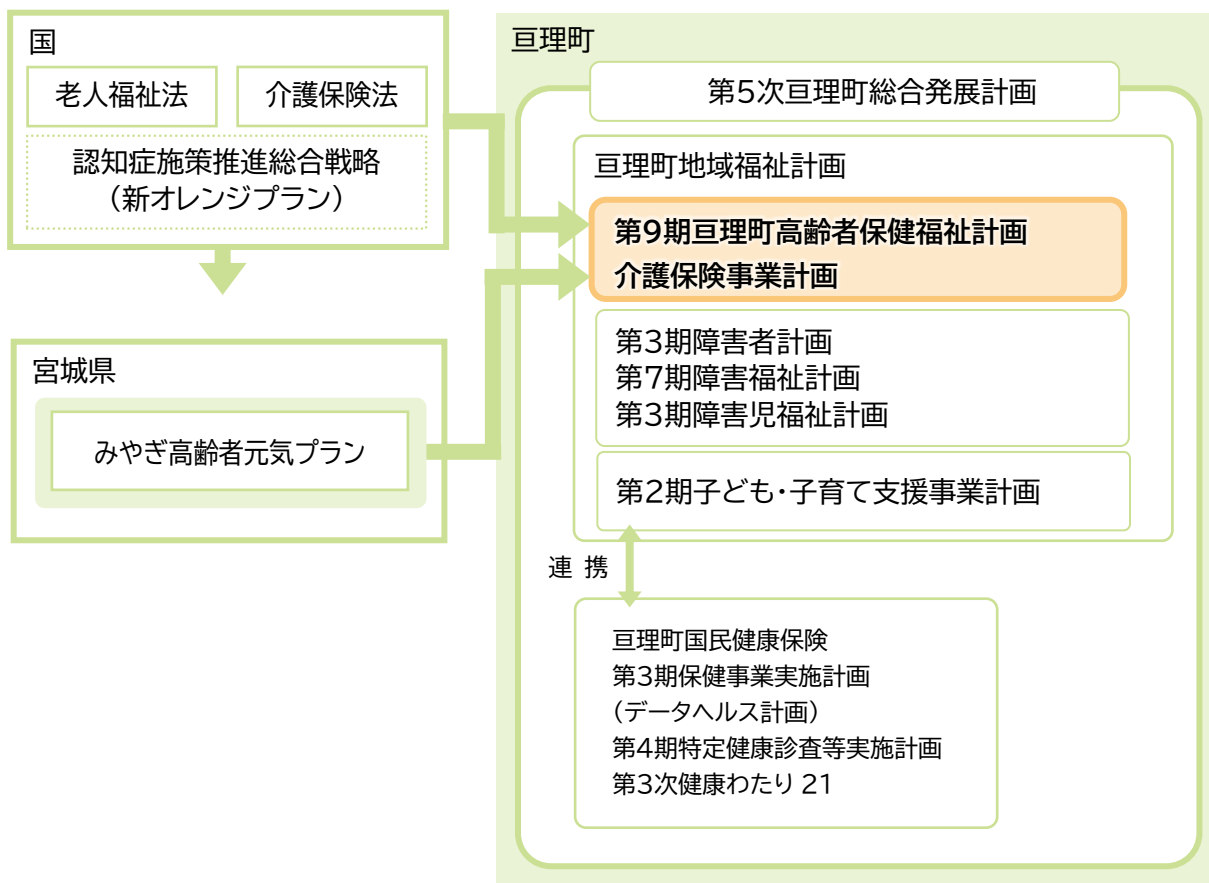
本町では、令和3年3月に「第8期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れるように地域みんなで支え合う社会づくり」の基本理念のもと、様々な施策を展開してきました。今後は、これまでの取り組みに加え地域共生型社会の実現に向けて地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることや中長期的な人口の動態や介護ニーズの見込みを踏まえて介護サービス基盤を整備していくことが重要となります。

そこで、これまでの町の取り組みを踏まえ、近年の国の新たな制度や社会情勢を反映しながら、本町の高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、「第9期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定し、本町における高齢者保健福祉の総合的、計画的かつ円滑に推進するための指針です。また、本計画の推進にあたっては、「第5次巨理町総合発展計画」やその他各種保健福祉分野の計画等との整合を図るとともに、国の基本方針や宮城県の関連計画等の方向性を踏まえ、策定します。

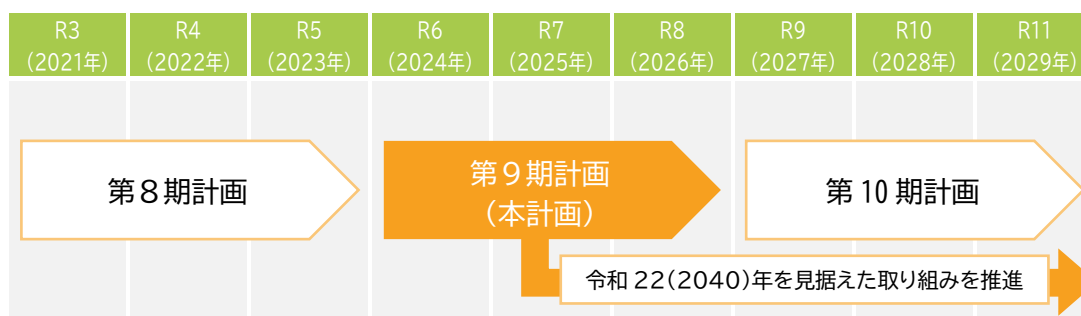
■ 「第9期巨理町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の位置づけ



3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直す必要があり、計画期間は令和6(2024)年度～8(2026)年度の3年間とします。また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があるため同様の計画期間とします。

■計画の期間



4 日常生活圏域の設定

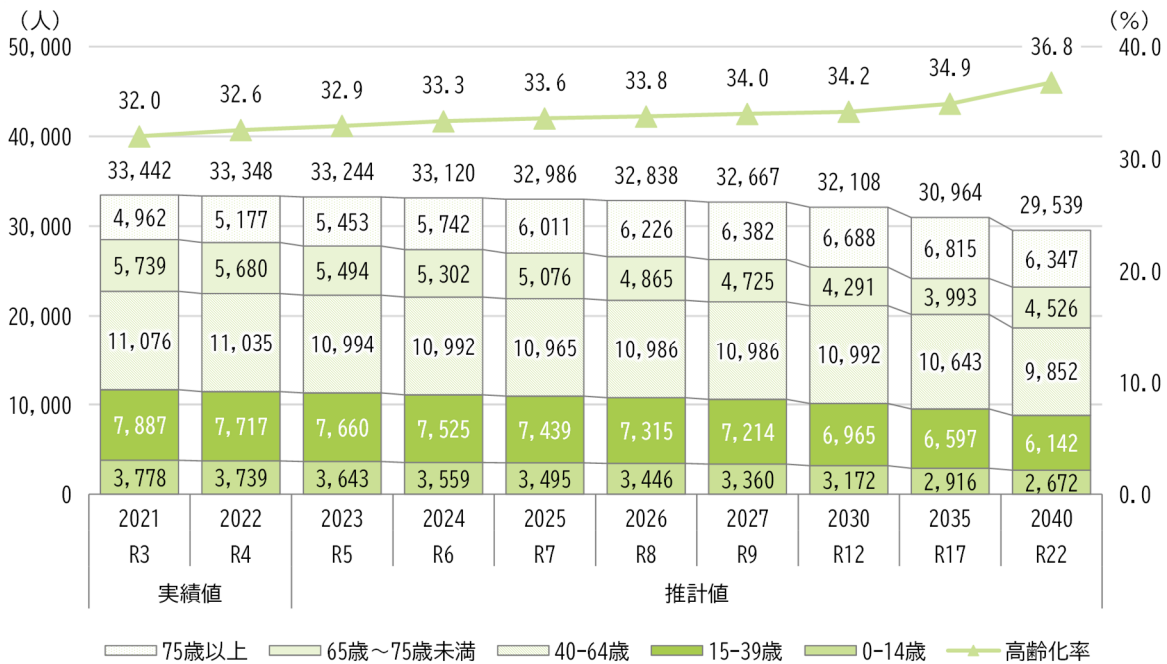
本町は、これまで人口や地理的条件等を勘案し町内全域を1圏域として施策を展開してきました。今後も人口規模の急激な変化等、地域状況の著しい変化は想定できないことから、本計画の期間も前期計画と同様、町内全域を1圏域として設定します。

2 町の高齢者を取り巻く状況

高齢者人口と認定者数の推移・推計

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移

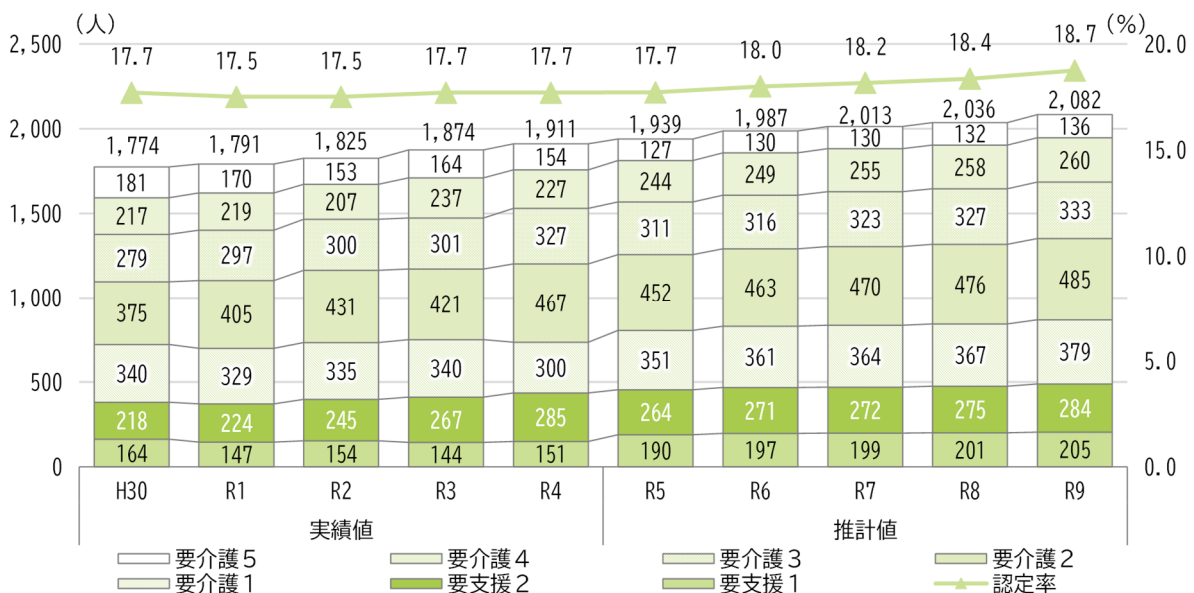
本町の総人口は緩やかに減少しており、令和7(2025)年には、33,000人を下回ることが見込まれています。前期高齢者(65~74歳)は今後減少に転じる一方で、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向にあり、高齢化率をみると令和9(2027)年には34.0%まで増加することが見込まれています。



(2) 要支援・要介護の認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあります。

要支援・要介護認定率については、令和5(2023)年までは17.0%台で推移していますが、令和6(2024)年以降、18.0%台に増加することが予測されます。



3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、高齢者をはじめ、全ての町民が住み慣れた地域でともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、社会全体で高齢者を支える共生社会づくりを目指してきました。本計画では、引き続き誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指すために、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

**高齢者が住み慣れた地域の中で、
安心して生きがいを持って生活が送れるように
地域みんなで支え合う社会づくり**

2 基本目標・施策の方向

1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

(1) 健康づくりの推進と健康寿命の延伸

(2) 生きがいづくり・社会参加の促進

(3) 介護予防サービスの推進

2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

(1) 社会参加の場づくりとネットワーク化

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

(3) 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり

(4) 高齢者の安心・安全の確保

(5) 高齢者の尊厳を守る取り組み

3 認知症施策の推進

(1) 認知症に対する理解の促進と本人支援

(2) 認知症に関するサービスの充実と介護者支援

(3) 認知症高齢者等の社会参加支援

4 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化

(1) 地域包括支援センター機能の充実

(2) 多職種（医療・介護等）の連携

(3) 支え合いの仕組みづくり

5 介護サービスの充実と質の向上

(1) 適切な要介護認定の実施

(2) 介護サービス等の充実

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

4 施策の展開

基本目標1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

1-1 健康づくりの推進と健康寿命の延伸

長い人生をより豊かなものにするために、心身ともに健康に過ごせる期間を可能な限り伸ばしていく「健康寿命の延伸」を推進し、高齢者がいつまでも元気に住み慣れた地域で過ごせるよう、健康づくりやフレイル予防に取り組みます。

- 1-1-1 健康診査・保健指導等の実施 **継続**
- 1-1-2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 **継続**
- 1-1-3 食育・食生活 **継続**
- 1-1-4 歯と口腔の健康づくり **継続**
- 1-1-5 身体活動・運動 **継続**

1-2 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が豊かな経験や知識・技能を活かし、地域でいきいきとした生活を送れるように、地域の施設や資源を活用してボランティア活動をはじめ地域活動への参加を促進し、あらゆる機会を通して情報発信を行い、活動を支援します。

- 1-2-1 高齢者の社会参加の促進 **継続**
- 1-2-2 生涯学習活動・文化活動の促進 **継続**

1-3 介護予防サービスの推進

介護予防への理解を深め主体的に取り組めるよう、制度や事業参加による介護予防効果について周知を図るとともに、高齢者の健康増進・介護予防に対する多様なニーズに対応した事業展開を図っていきます。

また、介護に携わる方の高齢化に伴い、家庭における介護力が低下し、家族介護を担う方の負担が増大していることから、各種サービスを有機的に組み合わせ、サービスが効果的に提供できるよう体制の整備に努めます。

- 1-3-1 介護予防の普及・啓発 **継続**
- 1-3-2 地域における介護予防活動の支援 **継続**
- 1-3-3 訪問事業を通じた生活状況の把握 **継続**
- 1-3-4 介護予防・生活支援サービス事業の展開 **継続**
- 1-3-5 家族介護の支援 **継続・拡充**

1-3-5 家族介護の支援 **継続・拡充**

主に介護をしている家族介護者等の精神的・身体的な負担の軽減を図るため、各種介護サービスの利用をはじめ、保健・医療・福祉サービス等を幅広く活用できるように情報提供の機会を設けるとともに、社会福祉協議会等と連携して、在宅介護者励励会、レクリエーション、介護家族教室、情報誌の発行等を行います。

そのほか、仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケア^{※1}やヤングケアラー^{※2}等、様々な形で介護を担わなければならない家族への支援の在り方について検討を進めます。ヤングケアラーについてはチラシを配布する等、児童や保護者に対する周知啓発活動を行っており、今後も児童福祉分野との連携した取り組みを実施します。

※1 ダブルケア・・・子育てと親や親族の介護を同時期に担うこと。

※2 ヤングケアラー・・・18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケア等を行うこと。

基本目標 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

2-1 社会参加の場づくりとネットワーク化

地域の中で居場所を見つけ、役割を持ち、必要とされていることや生きがいを実感できるよう、地域で行われている活動等、高齢者の社会参加に対する潜在的なニーズに十分に伝えていくため、関係団体等と連携・協働して積極的な社会参加のきっかけづくりや活躍しやすい地域づくりを推進します。

2-1-1 身近な地域でのつながりづくり **継続** 2-1-2 地域のリーダー・相談役の掘りおこし **継続**

2-1-3 高齢者のデジタルデバインド対策 **新規**

2-1-3 高齢者のデジタルデバインド対策 **新規**

インターネット等の情報通信技術の利用に関して生じる情報格差を解消するため、スマートフォンの操作方法等を学ぶ教室を開催し、高齢者のデジタル活用の支援に努めます。

2-2 介護予防・生活支援サービスの充実

居場所づくり支援や実態把握等を行う「生活支援コーディネーター」と地域で高齢者を支える関係者で構成された「協議体」が連携し情報交換を行い、町民同士が支え合う地域づくりを促進します。

2-2-1 多様な担い手の確保・地域資源のネットワーク化 **拡充**

2-2-1 多様な担い手の確保・地域資源のネットワーク化 **拡充**

生活支援コーディネーターが地域資源やニーズの把握を行い、協議体会議にて情報交換や検討を実施し、地域資源のネットワーク構築を行います。

さらに、生活支援コーディネーターを増員し、協議体と連携しながら地域の実情に沿ったサービスの創出や多様な担い手の養成と確保に努めます。

2-3 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり

生活環境の面においては、道路や公共施設でのバリアフリー化を進めるとともに、その方の状態等に応じた住まいの確保に向けた支援を行います。また、職場環境の改善のため、介護のために離職せず仕事と両立ができるよう、国による支援制度の普及について広く周知を図っていきます。

2-3-1 バリアフリー化の推進 **継続** 2-3-2 高齢者向けの住まいの確保に向けた支援 **継続**

2-3-3 高齢者の移動手手段の確保 **継続** 2-3-4 介護離職者防止の推進 **継続**

2-4 高齢者の安心・安全の確保

高齢者が安心・安全な生活ができるよう、防災対策、感染対策、防犯対策等を進め、日常生活上の不安を少しでも和らげるための取り組みを推進します。

2-4-1 高齢者見守り体制の強化 **継続** 2-4-2 避難行動要支援者名簿登録制度の普及促進 **継続**

2-4-3 災害対策の充実 **継続** 2-4-4 感染症対策の推進 **継続**

2-4-5 地域における防犯体制の充実 **継続**

2-5 高齢者の尊厳を守る取り組み

介護を必要とする状態になっても高齢者の尊厳が守られるよう、家庭や施設等における虐待を防止するため、虐待防止の啓発を進めるとともに、地域や関係機関等と連携し、虐待の早期発見と適切な対応の充実を図ります。

2-5-1 虐待防止の啓発と相談先の周知 **継続**

2-5-2 虐待発生時の対応 **継続**

基本目標 3 認知症施策の推進

3-1 認知症に対する理解の促進と本人支援

国では、令和7年(2025年)には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計しており、認知症は誰もがなりうる身近なものとなっていることから、認知症の方や家族への支援、地域における認知症への理解の普及啓発等に取り組めます。

3-1-1 認知症予防に向けた普及・啓発 **継続**

3-1-2 生きがいづくりや社会参加による認知症予防 **継続**

3-1-3 認知症サポーターの養成・育成 **拡充**

3-1-3 認知症サポーターの養成・育成 **拡充**

認知症サポーター養成講座の開催等により受講者がサポーターとなり、認知症の方への理解を深め、活動してもらえる取り組みを推進します。

また、ステップアップ講座を開催し、受講者には「チームオレンジ^{※1}」のメンバーとして活躍できるよう支援していきます。

※1 チームオレンジ・・・認知症の方や家族の心理面・生活面を早期に支援するため、認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）が協力し、支援活動を行うチーム。

3-2 認知症に関するサービスの充実と介護者支援

認知症の予防や重度化防止に向け、早期発見対応への取り組みを充実させるとともに、認知症の方と家族を支える仕組みづくりを進めます。

3-2-1 認知症ケアパスの普及・充実 **継続**

3-2-2 認知症支援体制 **継続**

3-2-3 家族介護者の交流の場の充実 **継続**

3-2-4 認知症高齢者の見守り支援 **継続**

3-3 認知症高齢者等の社会参加支援

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の方の社会参加活動を促進します。

3-3-1 社会参加支援 **継続**

3-3-2 チームオレンジの設置 **新規**

3-3-2 チームオレンジの設置 **新規**

シルバー人材センターと協力し、チームオレンジを令和6年度より「Café♡悠里」に設置します。認知症カフェの開催日において認知症サポーターが来所者に対し見守り、声かけ、話し相手等を行い、認知症の方が安心して外出できる居場所づくりを行います。

基本目標4 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化

4-1 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターが地域包括ケアシステムを構築するための中心的な機関として、高齢者やその家族の相談に対応し、ニーズに応じて医療・介護・福祉サービス等を適切にコーディネートできるように関係機関との情報共有や困難事例への対策等の連携を強化し、地域団体等とも連携しながら、職員のスキルアップやコーディネート力の向上等の機能強化を進めます。

4-1-1 介護予防ケアマネジメント等事業 **拡充**

4-1-2 総合相談支援事業 **拡充**

4-1-3 権利擁護事業 **拡充**

4-1-4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 **継続**

4-1-5 地域包括支援センターの適切な運営 **継続**

4-1-6 地域ケア会議の運営 **継続**

4-1-1 介護予防ケアマネジメント等事業 **拡充**

高齢者一人ひとりが自立した生活を送れるように、介護予防サービスと総合事業サービスを組み合わせたケアプランを作成し、必要なサービスや活動を支援していきます。

また、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大し、より一層の介護予防の推進を図ります。

4-1-2 総合相談支援事業 **拡充**

高齢者とその家族の相談に随時対応し、内容に応じた支援や調整を行い、適切な保健・医療・福祉・介護・ボランティア・その他サービスにつなげていきます。総合相談窓口の周知をはじめ、気軽に相談できるような環境及び実施体制の充実を図るとともに、相談内容が複雑・多様化していることを踏まえ、相談体制の強化を図ります。

4-1-3 権利擁護事業 **拡充**

保健・医療・福祉・司法を含めた関係機関との地域連携ネットワーク構築を進めるとともに、成年後見制度の利用促進・普及啓発のため、中核機関（巨理町成年後見支援センター）を設置し、本人に寄り添った相談対応と本人の意思や希望を尊重した支援を進めます。

4-2 多職種(医療・介護等)の連携

住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の整備を図ります。

4-2-1 在宅医療・介護に関する情報共有・課題把握 **継続**

4-2-2 多職種が協働することによる医療・介護提供体制の構築 **継続**

4-2-3 在宅医療・介護に関する情報周知 **継続**

4-3 支え合いの仕組みづくり **新規**

全ての地域住民を対象として、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるための支援体制の整備を行い、重層的支援体制整備事業の実施について検討します。

基本目標 5 介護サービスの充実と質の向上

5-1 適切な要介護認定の実施

客観的かつ、公平・公正な審査判定ができるよう認定調査員の研修等を実施し質の向上に努めます。また、認定調査内容が基準どおり判定されているか確認するなど平準化を図ります。

5-1-1 要介護認定の適切な実施 **継続**

5-1-2 要介護認定事務等におけるICTの活用 **新規**

5-1-2 要介護認定事務等におけるICTの活用 **新規**

要介護認定事務等については、デジタル技術の導入を目指し、利便性向上と業務の効率化について検討していきます。

5-2 介護サービス等の充実

介護サービスの質の確保・充実のために、運営指導や集団指導等を通じ、事業所へ正しい情報の伝達を行うとともに、ニーズ調査等により要望の多かったサービス種についての整備に取り組みます。

5-2-1 介護サービス事業所の整備 **新規**

5-2-2 適切な指導の実施 **継続**

5-2-3 介護サービス事業所の新規開設相談の受付 **継続**

5-2-1 介護サービス事業所の整備 **新規**

医療ニーズの高い方の退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援等のために看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。

5-3 介護保険制度の適正・円滑な運営

介護保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために、介護保険制度の普及啓発やサービス事業所の負担軽減、給付の適正化等に取り組みます。

5-3-1 給付適正化事業 **再編・継続**

5-3-2 介護保険制度の普及啓発 **継続**

5-3-3 介護サービス事業者の負担軽減 **継続**

5-3-4 介護人材の確保 **継続**

5-3-1 給付適正化事業 **再編・継続**

厚生労働省において給付適正化主要5事業が3事業に再編されたことに伴い、本町においても「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業を給付適正化主要事業として再編し、取り組みの重点化を図ります。

5 介護保険事業

令和6～8年度の所得段階別保険料

第9期における第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じた負担を適切に求めるため13段階の設定を行います。

段階	対象者	賦課割合	令和6～8年度 (2024～2026年度) 保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	19,152 (30,576)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.485 (0.685)	32,592 (46,032)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	0.685 (0.690)	46,032 (46,368)
第4段階	・本人が市町村民税非課税及び前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方	0.90	60,480
第5段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方	1.00	67,200
第6段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	80,640
第7段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	87,360
第8段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	100,800
第9段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	114,240
第10段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	127,680
第11段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	141,120
第12段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	154,560
第13段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	161,280

●低所得者に対する公費による保険料軽減により、第1～第3段階の方の軽減が強化されています。
【()内は軽減を行わない場合の賦課割合・保険料】

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料基準額（月額）は、

5,600 円

となります。

第9期 亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月発行：亘理町 長寿介護課
〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地
電話 0223-34-1437